

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

エボラ出血熱に係るPHEICに該当する旨の宣言を踏まえた対応について
（協力依頼）

エボラ出血熱については、令和8年5月17日に世界保健機関（WHO）から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（以下「PHEIC」という。）」に該当する旨が宣言されたことから、本日、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議が開催され、次の措置を講ずることを確認いたしました。

【エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議 確認事項】

1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
2. 在外邦人を含めた国民のり患を防止することを目的として、ウイルスの感染力や病原性、感染防止策、感染が疑われる際の受診方法等について、科学的知見等に基づいた的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、出入国者に対する情報提供や注意喚起を確実に実施する。
3. 感染が疑われる患者への対応に備え、国内においてすでに整備されている検査体制及び患者の受入体制等を維持する。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、上記内容のご周知方よろしくお願い申し上げます。

<参考>

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（第1回）資料
<https://www.caicm.go.jp/houdou/news/index.html>